

## 2-1-3 花粉発生源スギ人工林減少推進計画

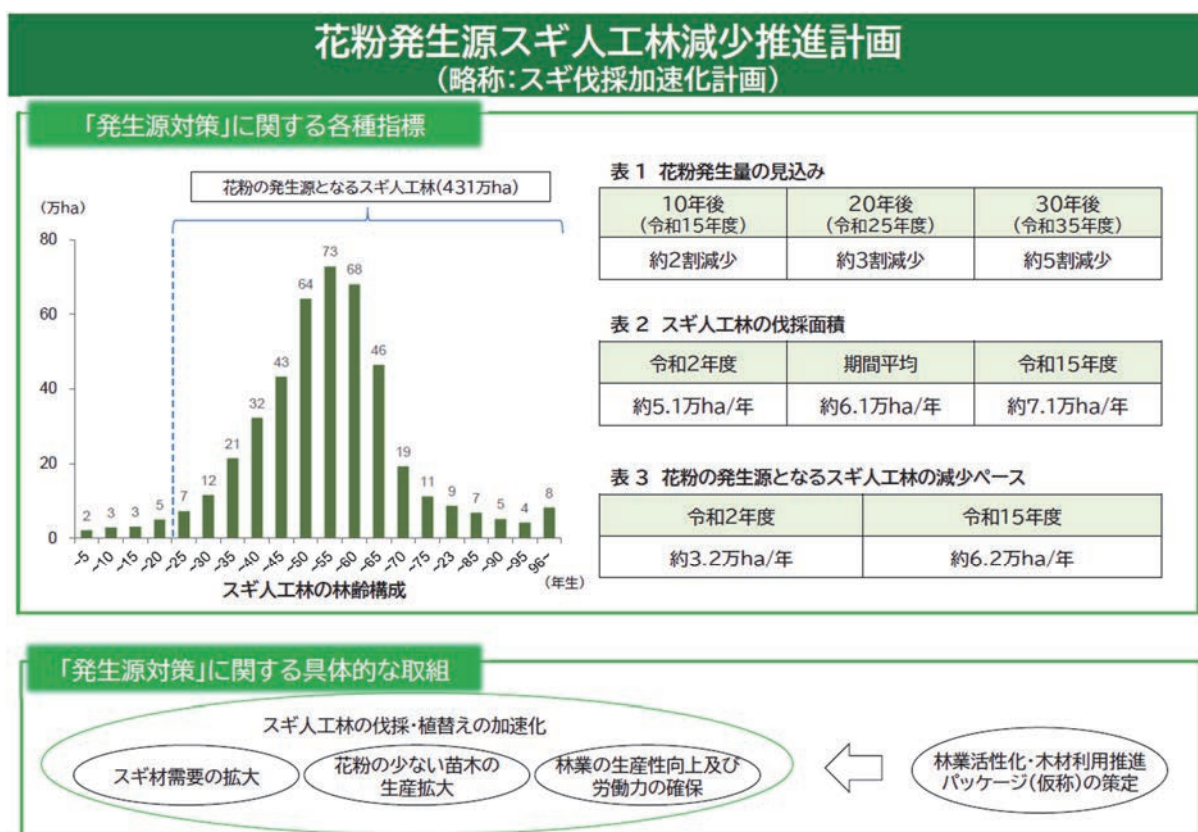
国民病とも呼ばれる花粉症への対応として、令和5年5月、「発生源対策」「飛散対策」「曝露・発症対策」の取組を3本柱とした「花粉症対策の全体像」が、花粉症に関する関係関係会議において決定された(図表2-1-9)。

図表2-1-9 花粉症対策の全体像



上記発生源対策・飛散対策においてスギ人工林対策が重要となることから、農林水産省において「花粉発生源スギ人工林減少推進計画」が策定された。図表2-1-10 は、この計画の概要を示したものであるが、現在の花粉発生源となるスギ人工林(431 万 ha)を今後 10 年間で約 2 割削減すること等としている。

図表2-1-10 花粉発生源スギ人工林減少推進計画の概要



#### 2-1-4 森林整備保全事業計画の概要

図表2-1-11は、現行の森林整備保全事業計画について、林野庁 HP より引用掲載したものである。現行計画は、森林法(昭和26年法律第249号)第4条第5項の規定により、平成26年度から平成30年度までの計画であり、平成26年5月30日に閣議決定された。

図表2-1-11 現行森林整備保全事業計画の概要(1)

## 森林整備保全事業計画の概要

### 【基本的な方針】

- 多面的機能を有する森林は、国民生活及び国民経済の安定に欠くことのできない「**緑の社会資本**」。
- 東日本大震災等の大規模災害を踏まえ、国土強靱化の基本理念に立ち、災害に強い森林づくりを推進。

### 地球温暖化対策の着実な推進

- H25～H32の平均で森林吸収量の算入上限値**3.5%**を確保するため、**年平均52万ha**の間伐を実施。(3.5%は、1990年の総排出量比)
- 将来の吸収作用の保全・強化を図るため、適切な更新を確保。

### 【主な成果指標と目標】

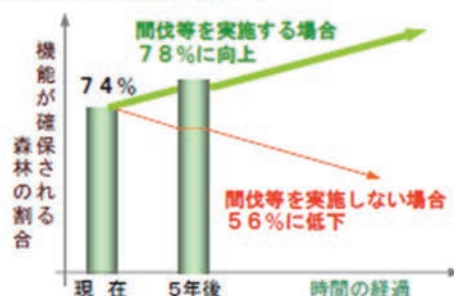
#### 【安全・安心な国土の形成への寄与】

#### 成果指標：国土を守り水を育む豊かな森林の整備・保全

- ▶ 土壌を保持し水を育む機能が良好に保たれている森林の割合を増加。

【現状 74% → 目標 78%】

【主な施策：間伐等の実施】



#### 成果指標：山崩れ等の復旧と予防

- ▶ 山地災害危険地区(保安林等に指定されたもの)において、治山対策を実施し、周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数を増加。

【現状 5万5千集落 → 目標 5万8千集落】

【主な施策：治山施設の整備】



#### 成果指標：飛砂害、風害、潮害等の防備

- ▶ 海岸防災林や防風林を保全。東日本大震災により被災した海岸防災林は、速やかに再生。

【海岸防災林等7,400kmの保全】

【震災で被災した海岸防災林約140kmの再生】

【主な施策：海岸防災林等の復旧・整備】



図表2-1-11 現行森林整備保全事業計画の概要(2)

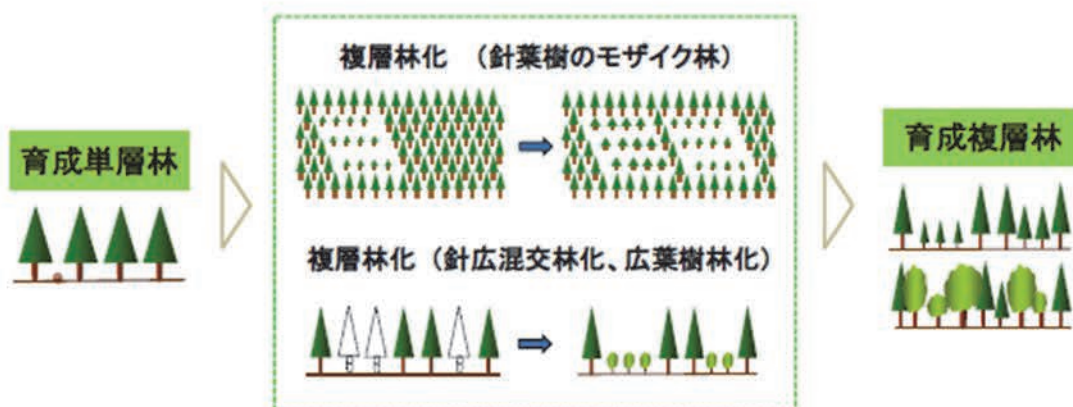
### 【多様なニーズへの対応】

#### 成果指標： 森林の多様性の維持増進

- ▶ 森林・林業基本計画(平成23年7月)において、育成複層林に誘導することとされている350万haの育成単層林のうち、実際に誘導した森林の割合を増加。

【現状 0.8% → 目標 2.8%】

〔主な施策:複層林の造成に向けた誘導伐・植栽等〕



#### 成果指標： 森林環境教育の推進

- ▶ 森林環境教育の参加人数を増加。

【現状 217万人(H21~25) → 目標 244万人(H26~30)】

〔主な施策:森林公園の周辺等における森林整備〕



### 【持続的な森林経営】

#### 成果指標： 森林資源の循環利用の促進

- ▶ 林道等の路網の整備により、木材の安定的かつ効率的な供給に資することが可能となる育成林の資源量を増加。

【現状 13億2千万m³ → 目標 15億4千万m³】

〔主な施策:林道等の路網の整備〕



図表2-1-11 現行森林整備保全事業計画の概要(3)

### 【持続的な森林経営】

#### 成果指標：森林資源の平準化の促進

- ▶ 適切な主伐・再造林を推進し、齢級構成の平準化の進捗率を向上。

【 齢級構成の平準化の進捗率 現状 7% → 目標 10% 】

【主な施策：育成単層林における主伐・再造林】

※ 現在、10齢級前後に集中している齢級構成を、およそ100年かけて概ね平準化することとし、その進捗率。

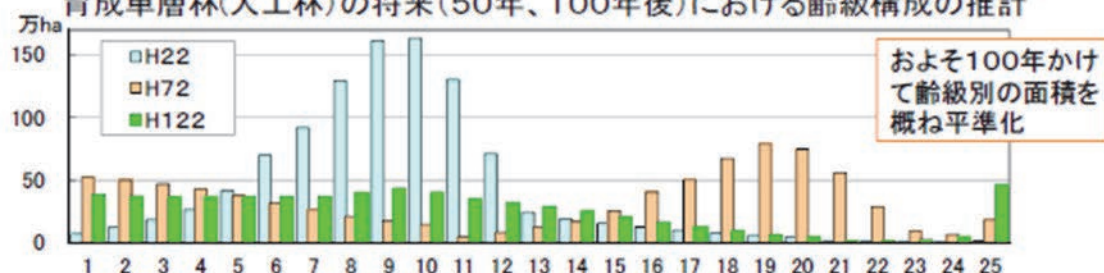
- ▶ 育成単層林の平均林齢の若返りの程度を向上。

【 現状 1年当たり 0.19年 → 目標 5年間累計 1.7年（1年当たり0.35年）】

※ 1年経過すれば育成単層林の平均林齢が1年分増えるところ、適切に主伐・再造林等を実施することにより、林齢を若返らせる。

＜森林・林業基本計画より＞

育成単層林(人工林)の将来(50年、100年後)における齢級構成の推計



### 【山村地域の活力創造への寄与】

#### 成果指標：森林資源を活用した地域づくりの推進

- ▶ 資源量に応じ、森林資源を積極的に利用している流域の数を増加。

【 現状 58流域 → 目標 80流域 】

【主な施策：林道等の路網の整備】



伐採～造材



運搬(森林作業道)



運搬

図表2-1-11 現行森林整備保全事業計画の概要(4)

## 【事業実施に当たっての留意事項】

### 主な内容

#### 施策連携の強化等

- ・ 国土強靱化に向けてソフト施策と連携。
- ・ 事業の効果的、効率的な実施のため、森林施業の集約化、新たな木材需要創出、苗木の安定供給、鳥獣害防止対策等の各種施策と連携。

#### 生物多様性の保全への配慮

- ・ 生物多様性保全の観点から、一定の広がりにおいて様々な森林がモザイク状に配置されている状態を目指し、多様で健全な森林へ誘導。

#### 山村地域の活力創造への寄与

- ・ 森林の整備及び保全を推進し、森林の多面的機能を発揮しつつ、山村の豊富な森林資源を有効活用することを通じて林業の成長産業化へ寄与。

#### 入札・契約の公正性・透明性の確保、事業評価の厳格な実施等

- ・ 一般競争入札により、公正性・透明性を確保。
- ・ 費用対効果分析等により政策効果を適切に把握し評価。

## 2-1-5 第5次環境基本計画の概要

現行の環境基本計画は、平成30年4月に閣議決定された第5次環境基本計画であり、計画期間を概ね6年としていることから、令和6年度には改定される予定となっている。そのため、現行の計画の概要について、環境省 HP より引用掲載することとした。

環境基本計画は、環境基本法第15条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるものであり、我が国の環境政策の長期的ビジョンを示し、政策展開の基本的考え方を示すものとなっている。

図表2-1-12は、環境基本計画の基本的方向性の概要であり、図表2-1-13は、施策の重点戦略の概要である

図表2-1-12 第5次環境基本計画の基本的方向性



図表2-1-13 第5次環境基本計画の重点戦略

## 第5次環境基本計画における施策の展開

- 分野横断的な**6つの重点戦略を設定**。
- **パートナーシップ**の下、環境・経済・社会の**統合的向上を具体化**。
- **経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からイノベーションを創出**。

### 6つの重点戦略

#### ①持続可能な生産と消費を実現する グリーンな経済システムの構築

- E S G 投資、グリーンボンド等の普及・拡大
- 税制全体のグリーン化の推進
- サーバサイジング、シェアリング・エコノミー
- 再エネ水素、水素サプライチェーン
- 都市鉱山の活用 等



洋上風力発電施設  
(H28環境白書より)

#### ②国土のストックとしての価値の向上

- 気候変動への適応も含めた強靱な社会づくり
- 生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR)
- 森林環境税の活用も含めた森林整備・保全
- コンパクトシティ・小さな拠点+再エネ・省エネ
- マイクロプラを含めた海洋ごみ対策 等



土砂崩壊防備保安林  
(環境省HPより)

#### ③地域資源を活用した持続可能な地域づくり

- 地域における「人づくり」
- 地域における環境金融の拡大
- 地域資源・エネルギーを活かした収支改善
- 国立公園を軸とした地方創生
- 都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用
- 都市と農山漁村の共生・対流 等



バイオマス発電所  
(H29環境白書より)

#### ④健康で心豊かな暮らしの実現

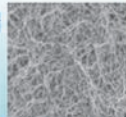
- 持続可能な消費行動への転換  
(倫理的消費、COOL CHOICEなど)
- 食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進
- 低炭素で健康な住まいの普及
- テレワークなど働き方改革+CO2・資源の削減
- 地方移住・二地域居住の推進+森・里・川・海の管理
- 良好な生活環境の保全 等



森里川海のつながり  
(環境省HPより)

#### ⑤持続可能性を支える技術の開発・普及

- 福島イノベーション・コースト構想→脱炭素化を牽引  
(再エネ由来水素、浮体式洋上風力等)
- 自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」
- バイオマス由来の化成品創出  
(セルロースナノファイバー等)
- AI等の活用による生産最適化 等



セルロースナノファイバー  
(H29環境白書より)

#### ⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と 戦略的パートナーシップの構築

- 環境インフラの輸出
- 適応プラットフォームを通じた適応支援
- 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ
- 「課題解決先進国」として海外における「持続可能な社会」の構築支援 等



水銀に関する水俣条約  
第1回締約国会議  
に出席した環境大臣

## 2-1-6 生物多様性国家戦略の概要

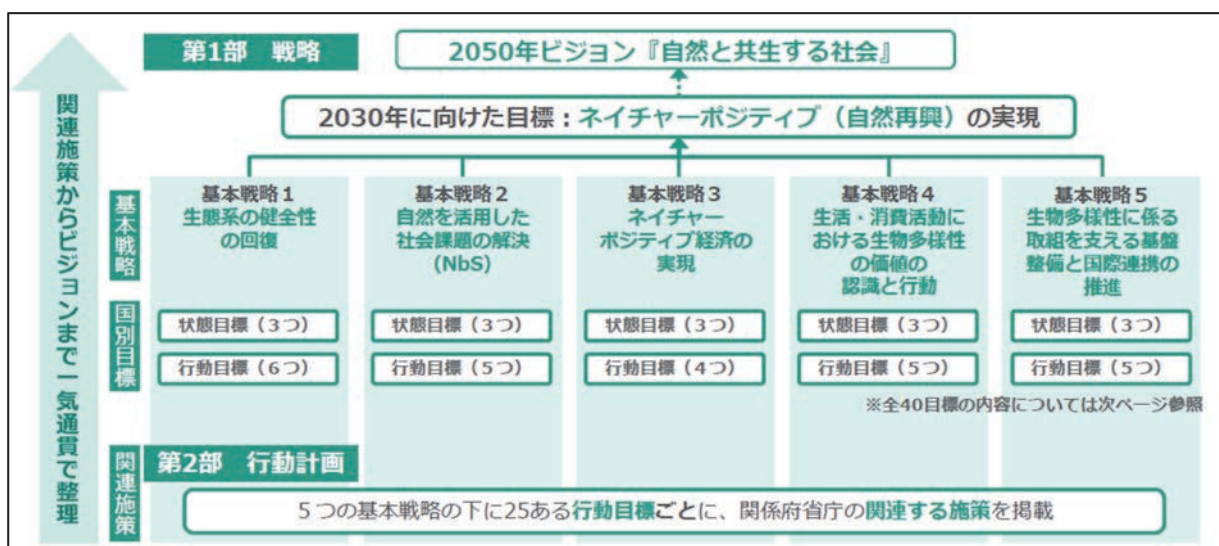
### (1) 戦略の概要

「生物多様性国家戦略 2023-2030」は、令和 5 年 3 月 31 日に閣議決定され公開された。生物多様性国家戦略は、生物多様性条約第6条に基づき締約国が策定する戦略である。我が国においては、2008 年に生物多様性基本法(平成 20 年法律第 58 号)が施行されて以降、同法第 11 条に基づき政府が策定する生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画としても位置づけられている。

この戦略は、第一部の「戦略」と第二部「行動計画(関連施策)」により構成されている。図表 2-1-14、15は、概要図と状態目標・行動目標を環境省 HP より引用掲載したものである。

状態目標とは、2030 年までに達成すべき状態を定性的に示したものであり、行動目標は、関連省庁との連携により実施すべき施策を具体的に示したもので、参考として数値目標が示されている目標もある。

図表 2-1-14 生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要図



図表 2-1-15 状態目標・行動目標の概要

|         |                                                                                                           |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 状態目標1-1 | 全体として生態系の規模が増加し、質が向上することで健全性が回復している                                                                       |
| 状態目標1-2 | 種レベルでの絶滅リスクが低減している                                                                                        |
| 状態目標1-3 | 遺伝的多様性が維持されている                                                                                            |
| 行動目標1-1 | 陸域及び海域の30%以上を保護地域及びFOECMにより保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する                                                     |
| 行動目標1-2 | 土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の30%以上の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する                  |
| 行動目標1-3 | 汚染の削減(生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理を行い、環境容量を考慮した適正な水準とする)や、侵略的外来種による負の影響の防止・削減(侵略的外来種の定着率を50%削減等)に資する施策を実施する |
| 行動目標1-4 | 気候変動による生物多様性に対する負の影響を最小化する                                                                                |
| 行動目標1-5 | 希少野生動物植物の法令に基づく保護を実施するとともに、野生生物の生息・生育状況を改善するための取組を進める                                                     |
| 行動目標1-6 | 遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する                                                                                    |
| 状態目標2-1 | 国民や地域がそれぞれの地域自然資源や文化を活用して活力を発揮できるよう生態系サービスが現状以上に向上している                                                    |
| 状態目標2-2 | 気候変動対策による生態系影響が抑えられるとともに、気候変動対策と生物多様性・生態系サービスのシナジー構築・トレードオフ緩和が行われている                                      |
| 状態目標2-3 | 野生鳥獣との適切な距離が保たれ、鳥獣被害が緩和されている                                                                              |
| 行動目標2-1 | 生態系が有する機能の可視化や、一層の活用を推進する                                                                                 |
| 行動目標2-2 | 森・里・川・海のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する                                                            |
| 行動目標2-3 | 気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と活用を進める                                      |
| 行動目標2-4 | 再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する                                                                             |
| 行動目標2-5 | 野生鳥獣との軋轢緩和に向けた取組を強化する                                                                                     |

図表 2-1-15 状態目標・行動目標の概要(続き)

|         |                                                                                                             |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 状態目標3-1 | 生物多様性の保全に資するESG投資融資を推進し、生物多様性の保全に資する施策に対して適切に資源が配分されている                                                     |
| 状態目標3-2 | 事業活動による生物多様性への負の影響の低減、正の影響の拡大、企業や金融機関の生物多様性関連リスクの低減、及び持続可能な生産形態を確保するための行動の推進が着実に進んでいる                       |
| 状態目標3-3 | 持続可能な農林水産業が拡大している                                                                                           |
| 行動目標3-1 | 企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すとともに、金融機関・投資家による投資融資を推進する基盤を整備し、投資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する |
| 行動目標3-2 | 生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援を進める                                                                               |
| 行動目標3-3 | 遺伝資源の利用に伴うABSを実施する                                                                                          |
| 行動目標3-4 | みどりの食料システム戦略に掲げる化学農薬使用量（リスク換算）の低減や化学肥料使用量の低減、有機農業の推進などを含め、持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる                            |
| 状態目標4-1 | 教育や普及を通じて、生物多様性や人と自然のつながりを重要視する価値観が形成されている                                                                  |
| 状態目標4-2 | 消費行動において、生物多様性への配慮が行われている                                                                                   |
| 状態目標4-3 | 自然環境を保全・再生する活動に対する国民の積極的な参加が行われている                                                                          |
| 行動目標4-1 | 学校等における生物多様性に関する環境教育を推進する                                                                                   |
| 行動目標4-2 | 日常的に自然とふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど様々な知識の習得や関心の醸成、人としての豊かな成長を図るとともに、人と動物の適切な関係についての考え方を普及させる            |
| 行動目標4-3 | 国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す                                                                                         |
| 行動目標4-4 | 食品ロスの半減及びその他の物質の廃棄を減少させることを含め、生物多様性に配慮した消費行動を促すため、生物多様性に配慮した選択肢を周知啓発するとともに、選択の機会を増加させ、インセンティブを提示する          |
| 行動目標4-5 | 伝統文化や地域知・伝統知も活用しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を促進する                                                                 |
| 状態目標5-1 | 生物多様性の情報基盤が整備され、調査・研究成果や提供データ・ツールが様々なセクターで利活用されるとともに、生物多様性を考慮した空間計画下に置き、多様な空間スケールで様々な主体の連携が促進されている          |
| 状態目標5-2 | 世界的な生物多様性保全に係る資金ギャップの改善に向け、生物多様性保全のための資金が確保されている                                                            |
| 状態目標5-3 | 我が国による途上国支援による能力構築等が進み、その結果が各国の施策に反映され、生物多様性の保全が進められている                                                     |
| 行動目標5-1 | 生物多様性と社会経済の統合や自然資本の国民勘定への統合を含めた関連分野における学術研究を推進するとともに、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等を実施する                         |
| 行動目標5-2 | 効果的かつ効率的な生物多様性保全の推進、適正な政策立案や意思決定、活動への市民参加の促進を図るため、データの発信や活用に係る人材の育成やツールの提供を行う                               |
| 行動目標5-3 | 生物多様性地域戦略を含め、多様な主体の参画の下で統合的な取組を進めるための計画策定支援を強化する                                                            |
| 行動目標5-4 | 生物多様性に有害なインセンティブの特定・見直しの検討を含め、資源動員の強化に向けた取組を行う                                                              |
| 行動目標5-5 | 我が国の知見を活かした国際協力を進める                                                                                         |

## (2) 森林・林業施策に関連する行動目標

生物多様性国家戦略の行動目標のうち、森林地域と関連する行動目標及び森林・林業施策と関連すると考えられる行動目標別の施策は下記のとおりである。

- 1) 行動目標1-1 陸域及び海域の30%以上を保護地域及びOECMにより保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する

### ①1-1-4 既存保護地域の法令に基づく規制・管理等

図表2-1-16は、内陸及び内陸水域の保護地域の面積を示したものであるが、概ね森林地域に該当する。

図表2-1-16 内陸・内陸水域の保護地域

| ※陸域及び内陸水域の保護地域（対象とする制度は必要に応じ見直すこととする）      |                        |
|--------------------------------------------|------------------------|
| 種別                                         | 面積等                    |
| 自然公園<br>（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）              | 5,602,912ha(2022年3月時点) |
| 自然海浜保全地区                                   | 91地区                   |
| 自然環境保全地域（原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域） | 104,637ha(2020年12月時点)  |
| 鳥獣保護区                                      | 3,515千ha(2021年11月時点)   |
| 生息地等保護区                                    | 1,489ha(2021年7月時点)     |
| 近郊緑地特別保全地区                                 | 3,754ha(2021年3月時点)     |
| 特別緑地保全地区                                   | 2,896ha(2021年3月時点)     |
| 保護林                                        | 98.1万ha(2022年4月時点)     |
| 緑の回廊                                       | 58.4万ha(2022年4月時点)     |
| 天然記念物                                      | —                      |
| 都道府県が条例で定めるその他保護地域                         | —                      |

注：現在我が国の陸域における保護地域の割合20.5%については、これらの地域のうち地理情報が入手可能な区域を、重複を除き計算したもの。このため、上記の公式な指定面積の合計とは一致しない